

### ■歩車分離，ペDESTリアンデッキを日常の主要動線とした計画

- ペDESTリアンデッキは，歩行者のための通路としてつくば市の特徴的な都市施設であり，本地区においても地域周辺を繋ぐ役割を果たしています。このため，計画に当たっては，敷地に隣接しているペDESTリアンデッキを歩行者の日常の主要動線となるよう配慮してください。

(例) 出入口の設置，フットパスの整備，ペデにファザードを向けた建物配置，ペデと一体となった外構の整備，ペデを明るくする仕掛けの整備 等

- 歩行空間の安全を確保するため，可能な限り歩行者と自動車の動線の分離を図ってください。
- 宿舎跡地外周の道路に関して，歩道の幅員が十分でない箇所では，歩道の拡幅等に協力してください。詳細について，道路建設課と協議してください。

### ■都市緑地の保全とゆとりある都市環境の創出

- つくば市では緑豊かなゆとりある都市環境の創出を推進しているため，良好な住環境の形成と，既存樹木の保全・活用を図ってください。
- 道路に面して設置する工作物については，植栽等により修景を図ってください。

### ■道路標示・街路灯の整備

- 安心安全なまちづくりを行うため，防犯カメラやカーブミラー，道路標示を必要に応じて設置してください。
- 研究学園地区で街路灯や防犯灯の設置要望が多いことから，つくば市が事務局となり，大学，茨城県，茨城県警，研究所等で「明るいまちづくり協議会」を設立しており，夜間の安全安心な通行を確保するため，街路灯及び防犯灯に関する調査及び施策に関する事等を協議しております。開発事業の際は，街路灯や防犯灯の計画的な配置をお願いします。

### ■地域コミュニティの形成

- 住宅等を整備する場合は，開発時に住民同士の地域コミュニティ及び子育て環境の形成に十分配慮してください。

(例) タウンマネジメント 等

### ■近隣住民への配慮

- 既存施設の解体時等には，粉じんが周辺に飛散しないよう周囲を囲う等の対策を行ってください。騒音，振動，粉じん等の苦情を受けた場合は，直ちに原因調査を行うとともに，苦情解決のための措置を講じてください。

## ■環境への配慮

- つくば市は、平成 25 年 3 月に国から「環境モデル都市」に選定され、平成 26 年度に「つくば環境スタイル“SMILe”」（つくば市環境モデル都市行動計画）を策定し、2030 年までに市民一人当たりの CO2 排出量 50%削減という高い目標に向かって、低炭素なまちづくりを推進しております。特に開発・建築につきましては、新たな街区開発、建物建築を対象としてより効果的な低炭素対策をガイドラインとして示すため、「つくば市低炭素（建物・街区）ガイドライン」を策定し、平成 29 年 10 月から施行しておりますので、低炭素な街づくりに協力してください。内容についてはつくば市環境課に確認を行ってください。

## ■歩道・車両出入口等に関する各街区への要望

各街区の歩道・車両出入口等について次の対応を行ってください。

なお、県道花室牛久線、土浦境線、土浦つくば線は茨城県告示第 321 号において車両の出入口設置を禁止する箇所に指定されております。

- つくば市吾妻一丁目 4 番地 2

北西側市道 4-4455 号線に関して、車両出入口を設置する場合には、道路維持課と協議してください。

北東側市道 4-4456 (P) 号線の街路樹等の取扱いに関して、道路維持課と協議してください。

- つくば市春日一丁目 1 1 番地 4

周辺市道に関して、車両出入口を設置する場合には、道路維持課と協議してください。

北側市道 4-4476 号線に関して、開発に合わせて敷地側の U 字溝を管渠型側溝へ敷設換えを行うよう協力してください。詳細について、道路維持課と協議してください。